

秋田県図書館協会研修等補助金交付要綱

第1 趣旨

秋田県図書館協会（以下「協会」という。）に所属する会員の資質向上を図るため、県内及び県外の研修参加に係る秋田県図書館協会研修等補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助金交付対象

補助金の交付対象は協会加盟館に勤務する職員（正規・非正規雇用は問わない）とする。

第3 補助対象事業

補助対象となる事業は、県内及び県外で開催される国、地方公共団体又は図書館関連団体等の研修等とする。ただし、県内で開催される研修等は宿泊を伴うものを対象とする。

第4 対象除外事業

次の各号に掲げる事項は、事業の対象としない。

- (1) 営利を目的としたもの
- (2) 図書館運営と関係のないもの
- (3) 法律又は公序良俗に反する活動、宗教活動、政治活動を伴うもの
- (4) その他本事業の趣旨に反するもの

第5 補助金の額

補助金の額は、以下の額を限度とし、予算の範囲内で補助する。対象となる経費は、旅費、宿泊費、参加費、資料費等の一部とする。ただし、交流会費等の飲食代は対象外とする。

補助金の額 1人あたり 5,000円

第6 交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を協会長あてに提出するものとする。ただし、多くの会員へ機会を提供するため、予算を超えて申請があった場合には、事務局で調整することとする。

第7 報告書等の提出

申請者は、補助事業への参加後、報告書（様式第2号）に事業の実施内容がわかる開催要項等のコピーを添付し、提出するものとする。

第8 補助金の交付

補助金の交付は、報告書等の提出を受けて、事業への参加を確認した後、補助金の額を確定し、交付するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に係る詳細については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。